

# 約 款

## レンタカー貸渡約款

ご利用前に必ずお読みください。

### 第一章 総 則

#### 第1条 約款の適用

1.当店はこの約款の定めるところにより貸渡自動車（以下『レンタカー』という）を借受人（運転者を含む。以下同じ）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

2.この約款に定めのない事項については法令または一般の慣習によるものとします。

当店はこの約款及び法令、行政通達並びに一般慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

### 第二章 貸渡契約

#### 第2条 予 約

1.借受人はレンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意の上、別に定める方法により、あらかじめ車種、借受開始日時、借受場所、借受期間、返却場所、運転者、チャイルドシート等の付属品要否、その他の借受条件（以下『借受条件』といいます）を明示して予約を申し込むことができます。

2.当店は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として当店の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当店が特に認める場合を除き、別の定める予約申込金を支払うものとします。

#### 第3条 予約変更

1.借受人は、前条の予約申し込みを変更しようとするとき、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。

#### 第4条 予約の取り消し等

1.借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

2.借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下『貸渡契約』といいます）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。予約が取り消されたとき、または貸渡契約が締結されなかったときは、借受人は、別に定めるところによ

り予約取消手数料を当店に支払うものとし、当店は、この予約取消手数料の支払いあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

3.事故、盗難、不返還、リコール、天災その他借受人もしくは当店のいずれの責によらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約取り消されたものとします。この場合当店は受領済の予約申込金を返還するものとします。

4.予約の際、当店から借受人に連絡（メール、電話等）が取れない場合は当店予約不成立扱いとなります。

## 第5条 免責

1.当店及び借受人は、予約が取消しされ、または貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

当店は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当店はその責を負わないものとします。

## 第三章 貸渡し

### 第6条 貸渡契約の締結

1.借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当店は、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第8条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2.貸渡契約を締結した場合、借受人は当店に第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3.当店は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2.（10）及び（11）のことをいいます。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施工規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証は、運転免許証に準じます。

4.当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

5.当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡をとるための携帯番号等の告知を求めます。

6.当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を

指定することがあります。

7.借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとします。

#### 第7条 貸渡契約の締結の拒絶

1.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示をせず、又は当店が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(2) 酒気を帯びていると認められるとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同上させるとき。

(5) 暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

3.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当店は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なる時。

(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。

(3) 過去の貸渡しにおいて、第15条各号に掲げる行為があったとき。

(4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第16条第6項又は、第21条第1項に掲げる行為があったとき。

(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡契約又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(6) 当店との取引に関し、当店の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。

(7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当店の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

(8) 別に明示する条件を満たしていないとき。

(9) その他、当社が適当でないと認めたとき。

3.前2項の場合において借受人との間に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消し手数料の支払いがあったときは、受領時の予約申込金を借受人に返還するものとします。

#### 第8条 貸渡契約の成立等

1.貸渡契約は、借受人が当店で貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引渡した時に成立するものとします。この場合、受領時の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2.前項の引渡しは、第2条1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

## 第9条 貸渡料金

1. 本店が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡に付帯する（有料レンタル等）附帯料金の合計額とします。
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、本店が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い貸渡料金によるものとします。
4. 貸渡料金については細則で定めるものとします。

## 第10条 借受条件の変更

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第6条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ本店の承諾を受けなければならないものとします。
2. 本店は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

## 第11条 点検整備及び確認

1. 本店は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
2. 本店は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3. 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検票に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4. 本店は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

## 第12条 貸渡証の交付、携帯等

1. 本店は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーを使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を本店に返還するものとします。

## 第四章 使用

### 第13条 管理責任

1.借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当店に返還するまでの間（以下「使用中」といいます）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

#### 第14条 日常点検整備

1.借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

#### 第15条 禁止行為

1.借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当店の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用する事。

(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第6条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当店の承諾を得た者以外の者に運転させること。

(3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当店の権利を妨害することとなる一切の行為をすること。

(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

(5) 当店の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他社の牽引若しくは後押しに使用すること。

(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(7) 当店の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) 当店の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているカーナビ、オーディオ及びその他装備品を取り外し、車外に持ち出すこと。又、車載工具、車載部品等を当該レンタカー以外に用いること。

(9) 当店の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。

(10) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(11) その他第6条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

#### 第16条 違法駐車の場合の措置等

1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー異動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。

2.当店は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けた時は、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当店の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従う者とします。なお、当店は、レンタカーが警察により移動された場合には、当店の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3.当店は、前項の指示を行った後、当店の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとし、また、当店は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当店所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとし、

4.当店は当店が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公案委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書お帯自認書並びに貸渡書等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとし、

5.当店が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人又は運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当店は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます）を請求するものとし、この場合、借受人又は運転者は、当店の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとし、

（1）放置違反金相当額

（2）当店が別に定める駐車違反違約金

（3）探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6.第 1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第 2 項に基づく違反を処理すべき旨の当店の指示又は第 3 項に基づく自認書に署名すべき旨の当店の求めに応じないときは、当店は第 5 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から当店が別に定める額の違反駐車金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとし、

7.借受人又は運転者が第 5 項に基づき当店が請求した金額を当店に支払った場合において、借受人又は運転者が後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し又は、控訴を提訴させたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当店が放置違反金の還付を受けたときは、当店は既に支払を受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとし、第 7 項に基づき当店が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

## 第五章 返 還

### 第 17 条 返還責任

1.借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当店に返還するものとし、

2.借受人又は運転者が全項の規定に違反したときは、当店に与えた一切の損害を賠償するものとし、借受人又は運転者は、天災、その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還する事が出来ない場

合には、当店に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当店に連絡し、当店の指示に従うものとします。

3.前項の、天災その他の不可抗力には道路状況の混雑又は到着予定時刻の計算違いは含まれないものとする。

#### 第18条 返還時の確認等

1.借受人又は運転者は、当店立ち会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとしません。

#### 第19条 借受期間変更時の貸渡料金

1.借受人又は運転者は、第10条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

#### 第20条 返還場所等

1.借受人又は運転者は、第10条第1項により所定の返還場所を変更したときは、版權場所の変更によって必要となる回送の為に費用を負担するものとします。

2.借受人又は運転者は、第10条第1項による当店の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用の3倍を支払うこととします。

#### 第21条 不返還となった場合の措置

1.当店は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当店の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。

2.当店は、全項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両①情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3.第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第26条の定めにより当店に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

## 第六章 故障、事故、盗難時の措置

#### 第22条 故障発見時の措置

1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当店に連絡するとともに、当店の指示に従うものとします。

借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの回送及び修理に要する費用を負担するものとします。また、レンタカーの修理が必要となった場合、損害の程度に関係なく修理期間の営業補償の一部として次に定める料金を負担するものとします。

① ノンオペレーションチャージ 1回/当店に自走で返却の場合¥50,000-、当店に自走自走出来ない場合¥100,000-（\*レッカー代の実費は借受人の負担とします。）

② 休車補償料（営業補償）の一部/休車期間に該当する、休車車種の「1日分の料金」の休車日数分（\*休車日数とは、当社指定修理工場での修理期間日数とします。）

③ 借受人は、レンタカーを使用できなくなったことにより生ずる損害について当店に請求できないものとします。

### 第23条 事故発生時の措置

1.借受人又は運転者は、使用食うにレンタカーに係る事故が発生した時は、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当店に報告し、当店の指示に従うこと。

(2) 全号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当店の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当店の承諾を受けること。

借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

2.当店は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

3.当店は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

4.当店は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

### 第24条 盗難発生時の措置

1.借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

① 直ちに最寄りの警察に通報すること。

② 直ちに被害状況等を当店に報告し、当店の指示に従うこと。

③ 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。



## 第25条 使用不能による貸渡契約の終了

- 1.使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）におりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当店は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとします。
- 2.故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、当店は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。
- 3.故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当店は受領済みの貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 4.借受人又は運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当店に対し、本条に定める以外のいかなる請求も出来ないものとします。

## 第七章 賠償及び補償

### 第26条 賠償及び営業時間

- 1.借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当店の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当店の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 2.前項の当店の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

### 第27条 保険及び補償

- 1.借受人又は運転者が第26条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当店の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償 無制限（自動車損害賠償責任保険3000万円を含む）
- (2) 対物補償 1事故限度額 3000万円（免責金額10万円）
- (3) 車両補償 1事故限度額時価額（免責金額10万円）
- (4) 人身傷害補償 1事故限度額3000万円×定員、1名限度額3000万円

- 2.保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

- 3.貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われている保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

- 4.当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払った時は、借受人又は運転者は、直ちに当店の支払額を当社に弁済するものとします。

5.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は、貸渡料金に含まれます。

## 第八章 貸渡契約の解除

### 第28条 貸渡契約の解除

1.当店は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当店は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

### 第29条 同意解約

借受人は、使用中であっても、当店の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当店は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差引いた残額を借受人に返還するものとします。

借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当店の支払うものとします。

中途解約手数料 = {(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)} × 50%

## 第九章 個人情報

### 第30条 個人情報の利用目的

1.当店は借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、新車、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、電子メールの送信等の方法により案内するため。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

(4) 当店の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2.第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

### 第31条 個人情報の登録及び利用の同意

1.借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証等を含む個人情報、レンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用される事に同意するものとします。

- ①本店が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- ②本店に対して第17条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- ③第21条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

## 第十章 雑 則

### 第32条 相殺

1.本店は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

### 第33条 消費税

1.借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を本店に対して支払う者とします。

### 第34条 遅延損害金

1.借受人又は運転者及び本店は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第35条 邦文約款と英文約款

1.邦文約款と英文約款の内容に相違があるときは、邦文約款によるものとします。

### 第36条 細則

1.本店は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2.本店は、別に細則を定めた時は、本店の営業店舗に提示するとともに、本店の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### 第37条 合意管轄裁判所

1.この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず本店の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

本契約は、平成28年4月 日から施行します。

平成29年12月13日改定